

インターネット規制論の新たな展開

伊藤博文

はじめに

1. インターネット規制論
 - 1-1. 規制しやすさ
 - 1-2. 規制は何をもたらすのか
2. 新シカゴ学派
 - 2-1. レッシグ教授の4元論
 - 2-2. 政府介入の必要性
3. インターネットの本質
 - 3-1. 自律・分散・協調
 - 3-2. 4元論の検討

おわりに

はじめに

インターネットの普及に伴いインターネットをどのように規制・管理するかという問題が焦眉となっている¹⁾。インターネット上で繰り広げられているネットワーク社会規制論の中には、さまざまなものがあり議論が積み重ねられている。無法地帯であるインターネットには法でもって規制するのが当然であるという短絡的な法規制論から、他方、インターネットの伝統的なUNIX文化にのっとり、極力、権力介入を回避し法規制を嫌う考え方の両極対立構造が、これまであった²⁾。これに対し、Laurence Lessig スタンフォード大学ロースクール教授(以下レッシグ教授)は、これまでのインターネット規制論とは異なる形で、アーキテクチャに対する政府の介入を支持する考えを主張され³⁾、この議論は新たな展開をみせている。この主張に対する検討を加えつつ、インターネット社会における法規制のあり方について述べるのが本稿の目的である。

1. インターネット規制論

1-1. 規制しやすさ

レッシグ教授のインターネット規制論を紹介する前に、インターネットの「規制しやすさ」について説明しなければならない。そこでこの前提として、まず一般的な議論として「規制」について、レッシグ教授のタバコ規制の例を引きながら説明しよう⁴⁾。

タバコの問題は関心の高い社会問題の一つとして注目を集めている。「タバコを吸うか吸わないか」という意思決定を規制する要因にはどのようなものがあるか？一つの規制は法的なものだ。少なくとも一部の場所では喫煙を規制する法律がある。18歳未満の相手にはタバコを売るなど法律に書いてある。26歳以下の相手には、身分証明書をチェックしないとタバコは売れない。法律は、どこで喫煙が許されるかも規制する。たとえばシカゴのオヘア空港内では喫煙してはいけないし、飛行機やエレベーター内での喫煙も禁止だ。少なくともこの二つの形で、法律は喫煙行動を方向付けようとする。それは喫煙したい個人に対する

-
- 1) 本論文と併せて、コンピュータ法学(CaLS)のホームページ(<http://cals2.sozo2.ac.jp>)をご覧ください、以下のメールアドレスに意見や批判を送付していただければ幸いです。hirofumi@sozo.ac.jp。
 - 2) インターネット規制論については様々な論稿がある。法規制派としては、藤原宏高編、『サイバースペースと法規制』、日本経済新聞社(1997年)、規制反対派としては、牧野二郎弁護士サイト<<http://www.asahi-net.or.jp/~VR5J-MKN/index2.htm>>参照。
 - 3) Lawrence Lessig 教授の考えとして参照したものを以下に掲げる。
 - ・ローレンス・レッシグ/山形浩生・柏木亮二訳『CODE インターネットの違法・合法・プライバシー』翔泳社(2001年)
 - ・Lawrence Lessig, *CODE and other laws of cyberspace*, (Basic Books New York 1999).
 - ・Lawrence Lessig, *The future of ideas: The fate of the commons in a connected world*, (Random House New York 2001).
 - ・Andrew L. Shapiro, *The Control Revolution* (Century Foundation Book, New York 1999)
 Lessig 教授のホームページは、<<http://cyberlaw.stanford.edu/lessig/>> もしくは <<http://www.lessig.org>>。
 - 4) ローレンス・レッシグ/山形浩生・柏木亮二訳『CODE インターネットの違法・合法・プライバシー』翔泳社(2001年)156頁。Lawrence Lessig, *CODE and other laws of cyberspace*, (Basic Books New York 1999) at 87. 同じく、平野晋NY州弁護士サイト<<http://www.fps.chuo-u.ac.jp/~cyberian/cyberConstitution.html>>参照。

制約として機能する。

でも喫煙に対するいちばん強い制約は、法律ではない。アメリカの喫煙者たちは、自分の自由が規制されているのを実感しているだろうけど、それが法律による規制である場合はほとんどないはずだ。喫煙警察はいないし、喫煙訴訟はまだそれほどない。アメリカの喫煙者たちはむしろ、規範(モラル)による規制を受けている。規範は、個人の車に乗っているときには他の乗客の了解がないと、タバコを吸うなと言う。さらに屋外のピクニックでは、別に了解をとらなくてもいいという。規範は、レストランではほかの客があなたに対してタバコをやめてくれと言える、というし、食事中は絶対にタバコを吸うな、という。中略

さらに喫煙行動を規制するのは法律と規範だけでもない。市場もまた制約条件だ。タバコの値段は、あなたの喫煙可能性を制約する。値段を変えればこの制約が変わる。品質もそうだ。市場が値段と品質の違ったさまざまなタバコを供給したら、ほしいタバコを選ぶ力も増える。ここでは選択肢を増やせば制約が減るわけだ。

最後にタバコのテクノロジーともいうべきもの、あるいはその供給を左右するテクノロジーによって作られる制約がある。ニコチン強化タバコは中毒性が強いので、強

化していないタバコより制約が大きい。無煙タバコは吸える場所が増えるので制約は小さい。においの強いタバコは、吸える場所が限られるから制約が強い。こうしたすべての形で、タバコのあり方が喫煙者の直面する制約に影響を与える。そのあり方、その設計、その作られ方一言で、そのアーキテクチャだ。」

われわれの社会において何からの目的により、特定の行動を規制したいと考えたときには、直接的な法による規制、人のモラルに訴えるという規範による規制、売買という行為を操作する市場による規制、そして、何らかの技術を用いて物理的にその行為を不可能にしてしまう規制、この4種の方法があるとする。

この中で、アーキテクチャによる規制が最も効果的なのがインターネットなのである。インターネットは、その設計思想および実装技術から言っても、たいへん自由度が高い構造を持っている。これは、インターネットを立ち上げた優秀な技術者たちの設計思想を反映したものである。しかし、この自由度の高さ故に、将来インターネット環境が効率的に規制ししやすい環境へと変質する可能性を併せ持つのである⁵⁾。

5) この4元論による説明には様々な例を引いているが、もう一つ“シートベルト”の例を紹介する。ローレンス・レッシング/山形浩生・柏木亮二訳『CODE インターネットの違法・合法・プライバシー』翔泳社(2001年)167頁。

「政府は市民にもっとシートベルトをしてほしい。それにはシートベルトを義務付ける法律を作ってもいい(法が直接行動を規制する)。あるいは公共教育キャンペーンをはって、シートベルトをしない人々が恥ずかしく思うようにしてもいい(法律が社会規範を規制することでふるまいを規制する)。あるいは保険会社に補助金を出してシートベルトをつける人には保険料を下げるようにできる(ふるまいを規制する手段として法が市場を規制する)。最後に法律で自動シートベルトやイグニッションロックシステムを義務付けることも可能だ(ベルトをするふるまいを規制する手段として、自動車のコードを変える)。いずれの行動も、シートベルトの利用になんらかの影響を持つだろう。そしてそれぞれコストがある。政府にとっての問題は、最小限のコストで最大のシートベルト利用を実現するにはどうするか、ということだ。」

1-2. 規制は何をもたらすのか

規制は社会的安定をもたらす。規制は個の自由を奪うことになる。個の勝手な振る舞いが全体の安定に妨げとなるとき、規制は行われ特定の個の自由を奪うことにより目的を達成する。規制は、安定と抑圧という二面性を持つものであり、そのバランスを取ることが、困難ではあるが最適解となる。

インターネット上での規制ということになると、自由度の高いインターネットの設計思想故に新しい規制を組み込ませる余地が十分にあることは既に述べた。事実、近年のインターネットの爆発的普及と商業化があいまって、独占的な市場支配を行う大企業により着実にコントロールが行われている。このコントロールは、司法でも立法でもない民間の一企業が実装するネットワーク・テクノロジーにより行われているのである。これは、われわれの将来にとって大きな脅威となろう。

2. 新シカゴ学派

2-1. レッシグ教授の4元論

レッシグ教授は、自らの立場を「新シカゴ学派」と呼び⁶⁾。法(Law)、規範(Norm)、市場(Market)、アーキテクチャ(Architecture)という4要素により、インターネット社会における規制問題について述べている。これをレッシグ教授の4元論と呼ぼう。

レッシグ教授は、まずインターネットのこれまでで支配的であったカウンター・カルチャー的な考えに再考を迫る。インターネットが分散型ネットワークであるが故に、

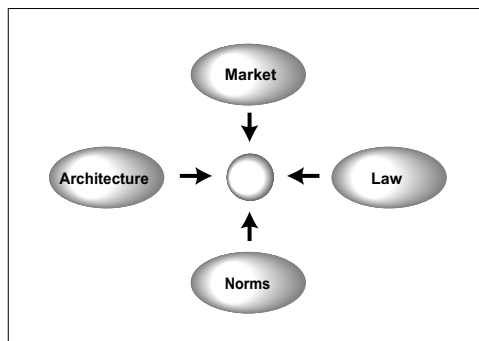


Figure 1⁷⁾

中央集権的な統治権力の統制に抵抗しつつ、自由をもたらすという考えは、今のインターネット、そして近未来のインターネットにおいては、もう当てはまらないとする。インターネットは自由な空間であった理由は、インターネットを作り上げた人たちの価値観の結果と考え、「ネットの中の重要な価値観は当初、表現の自由であり、プライバシーの保護であり、情報の自由な交換だった。その価値観に基づいたネットワークの構造(アーキテクチャ)が自由を保証した」とする。たとえば、インターネット上で発言したのは一体誰なのか、どこにいる人物なのか、簡単には判らなくなっていった。そして、われわれは「サイバー空間がどんなに変化しても、自由な空間であることは変わらないと思っていた」。しかし、こうした構造は「ネットの固有の特徴ではなく」、簡単にくつがえせるものだった。コードを変えれば、匿名意見の発信元を突き止めたり、個人情報を読み上げたりが簡単にできるようになる。「だから、商業利用が盛んになると、サイバー空間の構造は急激に変化した。企業がユーザー情報を手に入れ

6) ローレンス・レッシグ/山形浩生・柏木亮二訳『CODE インターネットの違法・合法・プライバシー』翔泳社(2001年)235頁。

7) Lawrence Lessig, *CODE and other laws of cyberspace*, (Basic Books New York 1999), at 88.

やすく、政府が管理しやすいものになってきた」のである。

われわれの社会と同様に、インターネット社会における統制の要素としては、1. 法、2. 市場、3. 規範、4. アーキテクチャ(=コード)があるとするのは、既に「1-1. 規制しやすさ」で述べた。インターネットで特に問題となるのは、4. アーキテクチャである。アーキテクチャとは、システムの設計を意味し、ネットワークに実装されるテクノロジーの設計次第で、利用者の行動を自在に変えられることをも意味している。この手法が多くは、コンピュータ・プログラムのソースによって作り出されることからコード(code)と呼んでいる。このアーキテクチャの設計方法如何では、発言の場に於いて誰が読み書きしたかがわからないという匿名性が確保されるようになり、多くの利用者が本音で情報交換するようになり、また匿名を許さないようにすれば形式ばった議

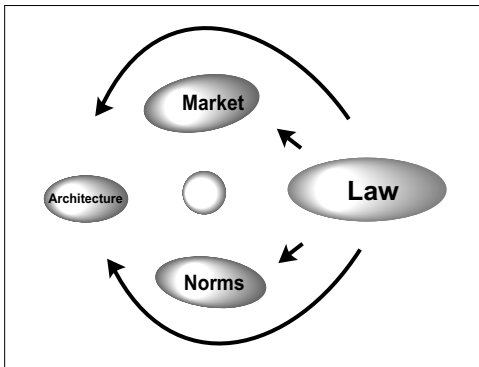


Figure 2⁸⁾

論に終始してしまう。このように設計の意図で利用者の行動様式が大きく変わるのである。「インターネットの未来とは、法のルールに裏打ちされた商業のテクノロジーによって相当部分が実施されるコントロールとなる」⁹⁾のである。

2-2. 政府介入の必要性

レッシング教授は、インターネット上の自由を擁護する立場に立たれておられるが、これとは逆説的に、インターネット上の自由を守るためには、政府の介入が必要と結論づけている。特に、市場を独占的に支配する企業に対しては政府による規制を加え、一企業によるアーキテクチャ支配を排除すべきであることを主張する。

インターネット上の自由を擁護するには、統治権力のたる政府機関の強制を必要とし、憲法的原則に基づいて、政府といった統治権力がインターネット上に自由の余地を残すように法的規制を行うべきだとする。そこでなすべきことは、将来に向けて自分たちの価値観に基づき、インターネット社会の構造を我々が選択することであり、アーキテクチャ(コード)構築を市場に任せて野放しにしておくべきではなく、このために政府が介入するのは必然だとする。そのために重要なのが各分野の相互交流だとする。技術者は法律を知らない、法学者は技術がわからない、そんな専門性の相互不可侵のルールを破らなければならないとする¹⁰⁾。

8) Lawrence Lessig, *CODE and other laws of cyberspace*, (Basic Books New York 1999), at 93.

「...法は直接規制と間接規制の間で選択ができる。問題なのは、規制者が認識していなければならない束縛(規範的もしくは実質的であるにせよ)により、どの手法が規制者の目的を最もうまく達成させられるかである。」として、法の優位性と可能性をレッシング教授は説いている。

9) ローレンス・レッシング/山形浩生・柏木亮二訳『CODE インターネットの違法・合法・プライバシー』翔泳社(2001年)序文xiv。

10) 朝日新聞「サイバー空間と『自由』 レッシング教授に聞く」<<http://www.asahi.com/tech/feature/K2001102601257.html>>

3. インターネットの本質

3-1. 自律・分散・協調

インターネットは自律・分散・協調型のネットワークとして発展してきた¹¹⁾。インターネット上で実現されている自律・分散・協調とは、インターネット全てを集権的に一元管理する主体がないことに現れている。複数のコンピュータを接続するコンピュータ・ネットワークでは、全てのデータを一元管理する為に、ホスト・コンピュータとよばれる集権的な管理機関がある。個々のユーザーがネットワーク上でコンピュータを利用する時は、このホスト・コンピュータに接続されているクライアントと呼ばれるコンピュータを使う。これがコンピュータ・ネットワークの最小単位であるクライアント(従)・サーバー(主)形式のネットワークとなる。個々のクライアント・コンピュータがネットワークに接続する為には、ホスト・コンピュータの許可を必要とする。コンピュータ・ネットワークが小規模であれば、このような一元管理体制で問題はないが、インターネットのように膨大な数のコンピュータが接続しあうネットワークでは、当然ホスト・コンピュータはクライアント・コンピュータを管理しきれない。そこで、分散化することにより、一つのホスト・コンピュータが存在するのではなく、複数のホスト・コンピュータが自分の担当するクライアント・

コンピュータだけを管理し、さらに協調として、個々のネットワーク間のやりとりを行うためにホスト・コンピュータ同士が連携することで、最終的には、ネットワークは効率的に動くこととなる。インターネットでは、ホスト・コンピュータのホストといった上位の管理主体が無いために、容易にネットワーク接続でき、この安易さがインターネットの爆発的な拡大を助長してきたのである。つまり、インターネットは「自律性を持った構成要素(個)が幾つか集まり、相互の情報交換(通信)を通じて協調を図ることにより、全体としての秩序とそれに伴う機能を生成するシステム」¹²⁾なのである。

このインターネット上の自律・分散・協調システムをコンピュータ・ハードウェア上の理論として捉えるのではなく、社会組織と見なすという新しい社会学的アプローチも生まれている。たとえば、「協調分散システムを市場と見なすと、経済学の均衡理論を応用することができる。たとえば、需要と供給が一致する均衡状態を求め、その需要供給量にしたがってネットワーク資源を割り当てると、分散ネットワーク管理が可能となる。このモデルは、将来の情報流通市場への応用も期待されている」¹³⁾のである。

このような本質を持つインターネットは集権的な権力からの統制になじまないことは、その発展形態からも当然のことである。

11) 会津泉「ネット社会は誰が管理する(2000年)」<http://www.anr.org/web/html/output/2000/0715.htm>>

12) 伊藤博文「インターネットのセルフガバナンスについて」豊橋創造大学短期大学部研究紀要第18号(2001年)26頁参照。

13) 協調分散システムについて平凡社世界大百科事典CD-ROM版には以下のような説明がなされている。「協調分散システムをエージェントの組織と見なすと、社会学との接点が生まれる。変動する環境に適応して自律的に組織の再編を行う方式も研究されている。たとえば、制限時間付きのタスクが数多く到着する状況で、組織が自律的に分裂と合併を繰り返すと、実時間性の維持と資源の効率的利用を行うことができる。」

一極集中による集権的なシステムで、一つの組織が全部を支配するというのではなく、分散されながらもお互いが協調し、それぞれが連携しあっていく。このシステムを構成する個が全体の仕事に意見を述べていくというセルフガバナンスをどう作り上げていくかが重要なのである。

3-2. 4 元論の検討

レッシング教授の4元論は、アーキテクチャ(コード)によりインターネット社会が容易に統制されるという指摘をしている限りでは正しいと言えよう。しかし同教授の導く逆説的な結論である政府の強制的権力介入という論理展開には無理があるように思われる。同教授の言わんとするところは、憲法上の人権擁護の観点から公権力による権利保障論の拡大であろうが、同教授が行っている一連の対マイクロソフト社との訴訟に絡む発言を見る限り、偏った論理のように見受けられる。マイクロソフト社にとってもっとも好ましくない人物であるレッシング教授の論理には、問題があることは否定できない。司法省がマーケットを通じて覇権争いをする構図に、多大な影響力をもたらす論議である¹⁴⁾。

レッシング教授の4元論における第一の問題点は、インターネット上での議論をアメ

リカ合州国一国内での問題として捉えている点にある。アメリカ合州国がインターネット社会における最大のユーザーを抱え多大な影響力を持つ国であるとしても、それはインターネット上でも一国に過ぎないのである。一国の政府がいかなる規制を加えようとも、その規制を他国にまで影響させることは困難である。国内法の限界があり、その実効力も疑わしい。つまりアメリカの市場において司法省がマイクロソフト社をコントロールすることができても、マイクロソフト社が他国で別のマーケティングを行えば、意味をなさなくなる。そしてマイクロソフト社のマーケティングがユーザーにとって好ましいものであれば、多くのユーザーはアメリカ国外のリソースを使うだけのことである¹⁵⁾。

第二の問題点は、政府の法規制および訴訟という司法権による介入を支持するとしても、プロセスに時間のかかる手法がインターネット社会になじまないのは当然であろう。ビジネスは非効率的な要因を回避するように行動するはずである。つまり、法廷闘争に持ち込むならば、敢えて時間をかけ市場を思い通りに操り判決が出たころには、骨抜きの内容にしてしまう。マイクロソフト社とネットスケープ社との法廷闘争がまさにこの例である¹⁶⁾。また、立法によ

14) マイクロソフト社とネットスケープ社、AOL社、司法省との法廷での争いの経緯については、本間忠良氏の「技術と競争」におけるワークショップ<<http://tadhomma.hoops.livedoor.com/InfRevComp2.htm>>(情報革命とその敵(講演録01-12-25)の「Microsoft事件とその発展」)に詳しい。

15) 伊藤博文「法とテクノロジー」豊橋創造大学短期大学部研究紀要第15号(1998年)15頁参照。

16) マイクロソフト社は、WebブラウザとしてInternet Explorerを自社のOS、Windowsに予めバンドルするという市場戦略を取った。この結果、それまでブラウザ市場を支配してきたWebブラウザ、Netscape Navigatorを市販してきたネットスケープ社と競合することとなり、その対立は法廷闘争へと持ち込まれた。予想どおり訴訟は長期に亘り明確な結論が出ないままに、市場ではマイクロソフト社の戦略的勝利が決定的となり、Internet Explorerは市場を占めることとなる。一方、市場で敗れたネットスケープ社は経営不振からAOL(America Online)社に買収されることとなり、訴訟を継続する意味が殆ど無くなってしまっている。法的な結論が出る前に市場が結論を先に出してしまったのである。インターネット社会において、裁判所による統制が意味をなさない典型例の一つと言えよう。

る規制を加えようとするならば、ロビー活動といった様々な圧力を利用して即効性を失わせる。このような抜け穴はいくらでもあり、きわめて実効性に乏しい。

そして第三として、なによりも、インターネットの本質である自律・分散・協調という考え方からすれば、いかなる公権力によっても規制は認められるべきではない。同教授の逆説的な結論にはやはり無理があり、インターネットには自由の風が吹き続けることが必要なのである。

インターネットの特質である自律・分散・協調という原理に立てば、政府の強制的な介入を支持することはできないはずである。これが古き良き時代のインターネット精神であったとしても、いま議論している場はインターネットなのであり、いくら状況が変わろうとも本質は変わっていない。高度な管理社会となるネットワーク社会において、すべての人がアーキテクチャに管理支配されて暗黒の時代を迎えると結論付けるのは早計であると考ええる。たとえそのような時代が来たとしても、かつてアメリカが植民地支配から独立したように、かならずアーキテクチャからの支配に対して抵抗して独立する者は現れる。重要なのは、個の自律を徹底させることであろう。インターネットが我々の未来なのであれば、今の延長上に政府規制を持ち込むのは短絡的な法規制論者達と大差はないのではないか。

おわりに

以上、レッシング教授の考え方に対する問題指摘と法規制のあるべき姿を述べてきた。今、インターネット上で繰り広げられている法的問題点は、知的財産権、プライバ

シー、表現の自由、法規制論である。この中で、これまで述べてきた法規制論議は、知的財産権、プライバシー、表現の自由に対する最も効果的な解決手法をもたらし得る議論であろう。新シカゴ学派 = 新しい「法と経済」学派の主張の根幹は効率性である。効率性を求める点においては、市場原理の働くインターネット社会においても共通性を持つものではあるが、人は効率性のみを判断基準としているのではなく、「法と経済」学派に対する批判は、そのまま新シカゴ学派にも当てはまらう。レッシング教授の主張は、インターネット規制論議はこれからも続き、政府や立法府からの安易な規制論を退けていくことがこれからもまだ必要であることを気づかせてくれた点において大きな意味がある。